

入札制度の変更点について（令和4年9月1日から適用）

1 解体工事に係る最低制限価格算出方法の変更

予定価格の10分の7.5を最低制限価格基礎額とし、ランダム係数を乗じた額とする。

ただし、その額が、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

「沼田市最低制限価格取扱要領」を改正していますので、そちらもご覧ください。

※計算例については、別紙を参照してください。

2 最低制限価格が上限及び下限となった場合の端数処理について

- ・ 上限（工事の場合は、予定価格の10分の9.2）

予定価格に10分の9.2を乗じ、端数処理は行わない。

- ・ 下限（工事の場合は、予定価格の10分の7.5）

予定価格に10分の7.5を乗じ、端数処理は行わない。

※業務委託については、業種ごとの上限・下限を適用する。）

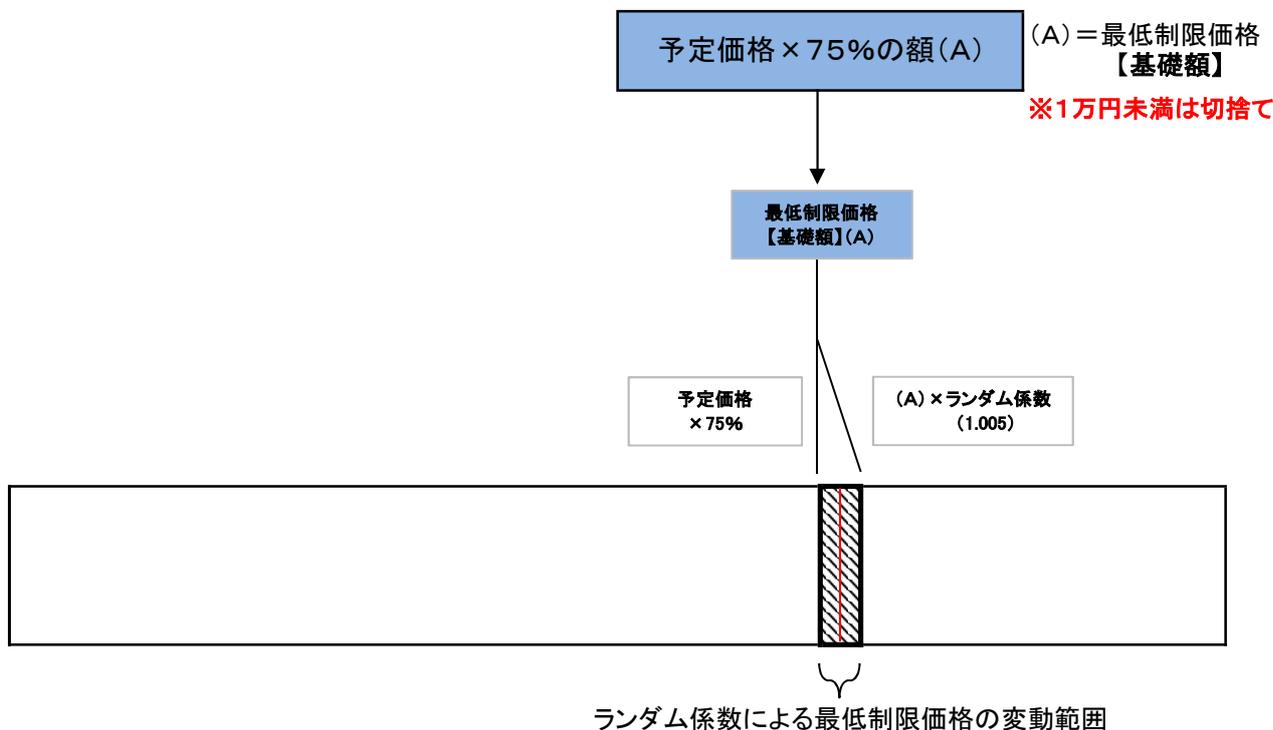
計算例（予定価格が10,210,000円の工事）

上限… $10,210,000 \text{円} \times 0.92 = 9,393,200 \text{円}$ ←最低制限価格

下限… $10,210,000 \text{円} \times 0.75 = 7,657,500 \text{円}$ ←最低制限価格

解体工事最低制限価格【ランダム額】のイメージ

令和4年9月1日より適用



最低制限価格【ランダム額】の算定方法

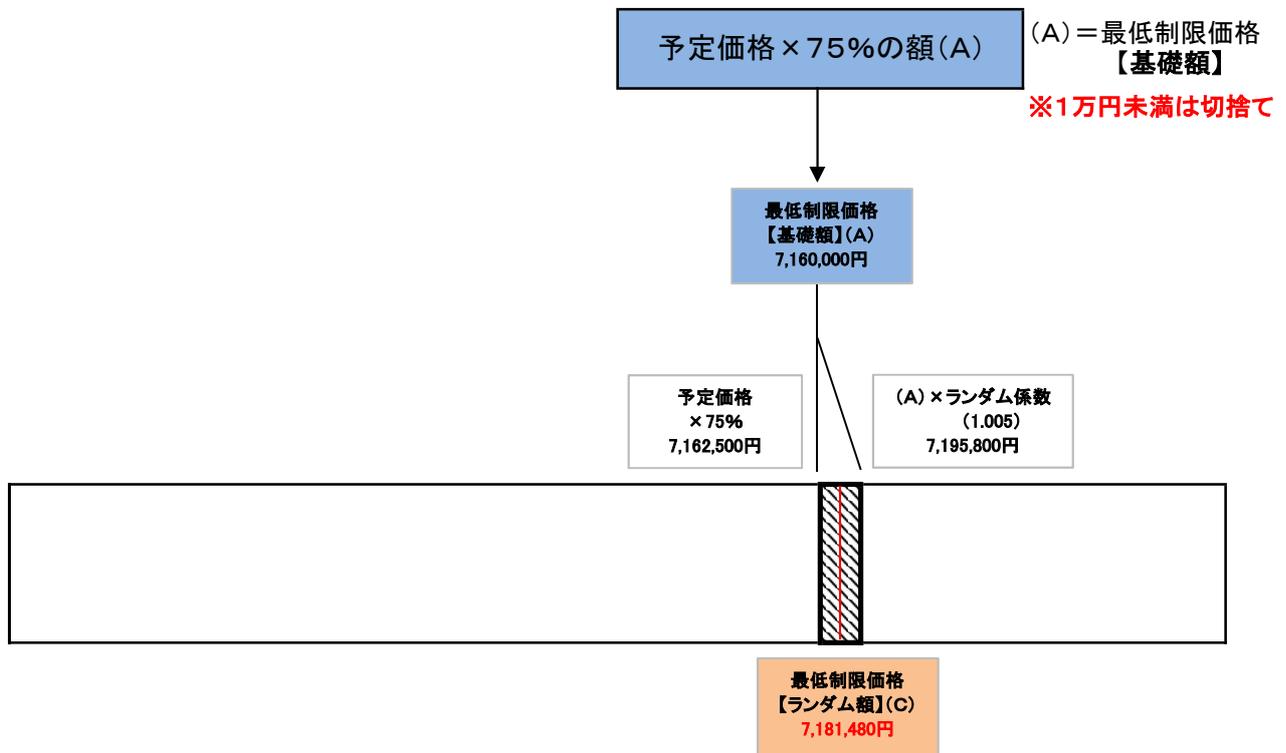
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{最低制限価格(税抜)} \\ \text{【基礎額】(A)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{ランダム係数(B)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{最低制限価格(税抜)} \\ \text{【ランダム額】(C)} \\ \hline \end{array}$$

予定価格 × 75%
※1万円未満は切捨て

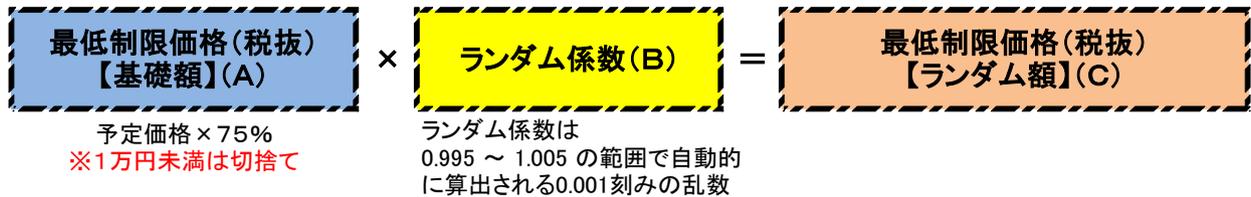
ランダム係数は
0.995 ~ 1.005 の範囲で自動的に
算出される0.001刻みの乱数

- 自動的に算出される乱数、ランダム係数(B)により、変動範囲内から最低制限価格【ランダム額】を決定する。
- ランダム係数(B)は各工事の案件ごとに変動する。
- 最低制限価格【ランダム額】(C)が予定価格 × 75%を下回った場合、最低制限価格は予定価格 × 75%となる。

解体工事最低制限価格【ランダム額】の試算例 ①



最低制限価格【ランダム額】の算定方法

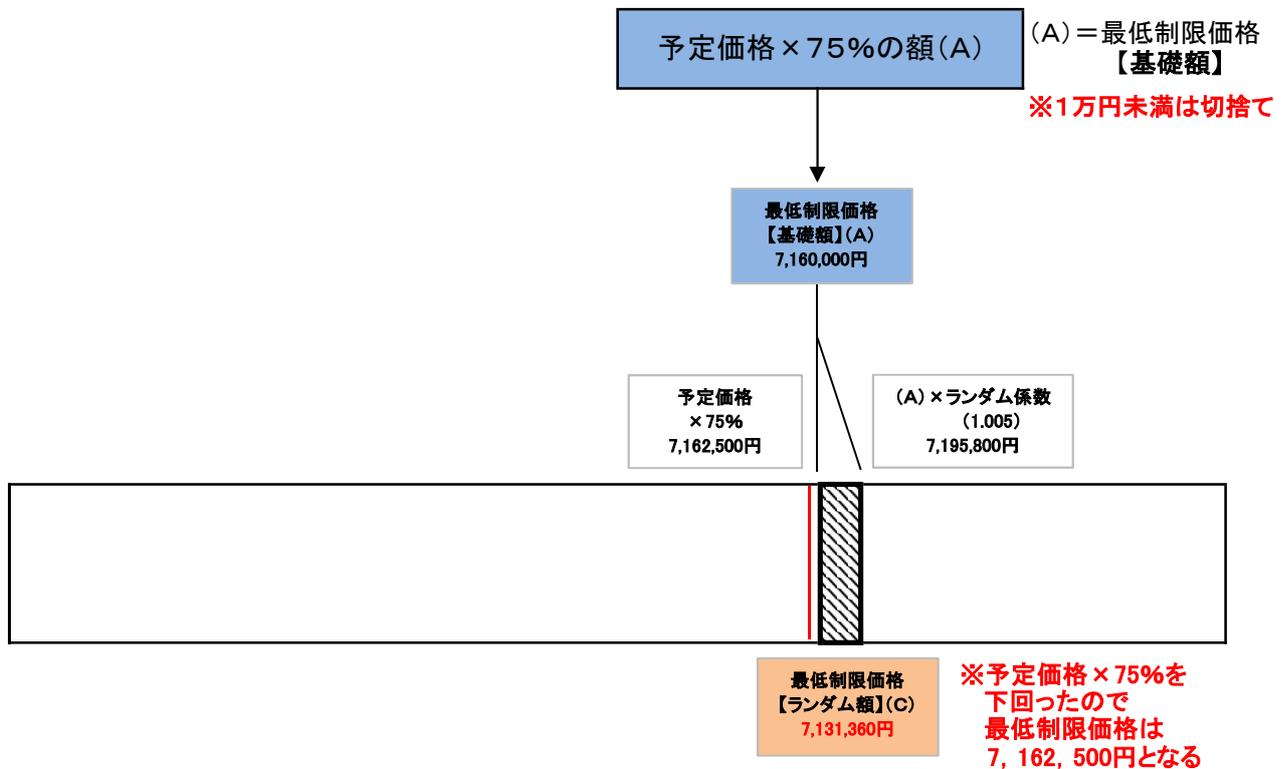


【試算例】

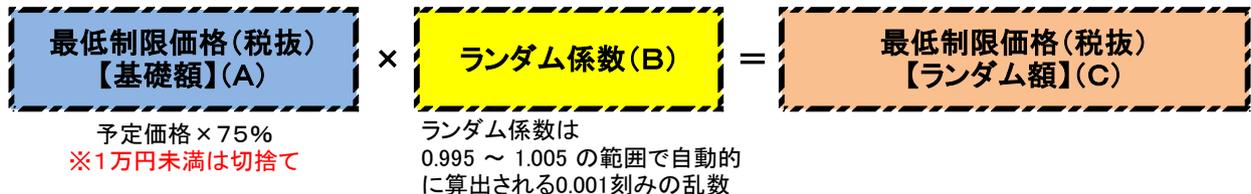
土木工事	金額
予定価格(税抜)	9,550,000
最低制限価格【基礎額】(A)	7,160,000
最低制限価格(ランダム額・上限額) 1.005	7,195,800
最低制限価格(予定価格 × 75%・下限額)	7,162,500
ランダム係数 (B)	1.003
最低制限価格【ランダム額】 (C)	7,181,480
最低制限価格	7,181,480

- ランダム係数(B)は各工事の案件ごとに変動する。

解体工事最低制限価格【ランダム額】の試算例 ②



最低制限価格【ランダム額】の算定方法



【試算例】

土木工事	金額
予定価格(税抜)	9,550,000
最低制限価格【基礎額】(A)	7,160,000
最低制限価格(ランダム額・上限額) 1.005	7,195,800
最低制限価格(予定価格 × 75%・下限額)	7,162,500
ランダム係数 (B)	0.996
最低制限価格【ランダム額】(C)	7,131,360
最低制限価格	7,162,500

※予定価格 × 75%を下回ったので最低制限価格は7,162,500円となる

- ランダム係数(B)は各工事の案件ごとに変動する。